

# 観光誘客促進事業 MICE 受入体制強化 備品購入及び設置業務仕様書

## 1. 件名

観光誘客促進事業 MICE 受入体制強化 備品購入及び設置業務

## 2. 目的

久米島町（以下、本町という）では、令和6年度より第3次久米島町観光振興基本計画がスタートし、観光ピーク期と閑散期の入域数の格差は依然として大きい状態にあります。本町への経済効果とともに、年間を通じて入域数の平準化を目指しています。

観光誘客促進事業 MICE 受入体制強化 備品購入及び設置業務（以下、本業務という）では、閑散期における誘客として MICE 受入整備強化を行い、今回整備を行うイーフ情報連絡施設に適する規模の MICE 誘客へと繋げます。

※MICE…島外の企業等の会議（Meeting）、企業等の行う推奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことで多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

※適する規模…10名～100名程度

## 3. 契約方法

備品購入及び設置業務

## 4. 納入及び履行場所

イーフ情報連絡施設<イーフ情報プラザ>（久米島町字比嘉 160-57）  
交流ホール内

## 5. 期間

契約締結日～令和7年3月14日（金）までに納入及び設置

## 6. 業務内容

### （1）備品納入

以下の備品納入を行うこと。内容は以下のとおり。

納入備品種類※参考機材は別添参照

名称	仕様	数量
スタッキングテーブル	キャスター付きであること。	33台
スタッキングチェア		90脚
チェア用台車		3台
アナログミキサー		1台
ラックマウントキット	設置における備品	1式
ステレオパワーアンプ※1	既存スピーカーに接続が可能なものであること。	2台

ワイヤレスマイク		マイク本数 2 本	1 式
マルチプレーヤー			1 台
ブームマイクスタンド			2 台
ハンドマイク		有線マイク	2 本
コンボラックケース			1 台
電動スクリーン※2		会場 (別添: レイアウト平面図) に見合うサイズにすること (150 インチを想定)	1 台
ジョイント式アルミボックス		電動スクリーン設置に伴う資材。	1 台
ビジネスプロジェクター※3		輝度 7,000 ルーメン以上であること。天吊り設置すること。	1 台
映像スイッチャー			1 台
その他	送料	沖縄本島から久米島までに輸送する費用を含めること。	
その他	諸経費	必要な経費を含めること。	
その他	保障	メーカーによる 1 年以上の保証 (引き取り修理) を含めること。	
その他	管理シール	備品には全て本町が指定する管理用ラベルを貼付すること。	

※1 <ステレオパワーアンプについて>

交流ホール内に既存であるスピーカーに繋げて利用が出来ることが条件。設定が必要であれば、その設定も含めて納入すること。

◎既存ステレオ: Panasonic Speaker System Model NO. WS-AT200 Impedance 8 Ω Power Capacity 300W/150W (Continuous Program/RMS)

◎既存跳ね返りスピーカー: Panasonic Speaker System Model NO. WS-AT80 Impedance 8 Ω Power Capacity 160W/80W (Continuous Program/RMS)

※2 <電動スクリーンについて>

スクリーンサイズは推奨計算式に当てはめ、納入先の適正規模に合わせたものとする。スクリーン設置位置は交流ホール内舞台上の中央もしくは壁側に行うこと。

※3 <ビジネスプロジェクターについて>

電動スクリーンに合わせたサイズ、広さ、明るさなどの環境で正常にデータを読めることを前提として、天井吊り下げ式 (要工事) で納入すること。

(2) 備品納入に伴う設置、調整業務

プロジェクター天吊り設置や電動スクリーン設置、プロジェクター試写に伴う調整。

## 7. 特記事項

- (1) 納入にあたり、履行場所での作業が発生する際には、イーブ情報連絡施設の指定管理者とスケジュール調整、連携を必ず取ること。
- (2) 既存備品の撤去及び回収を行い、本町の指定した場所に搬入すること（処分は本町で行う。）
- (3) 入札額には、各種設定、設置等の全ての費用を含めること。

## 8. 運用保守について

メーカー保証の修理が発生した場合、窓口を設け対応を行うこと。

## 9. 納入成果品

- (1) 完成図書（納入品一覧、ライセンス証書）
- (2) その他本町が特に必要と認めるもの

以上